

## ○厚生労働省告示第三百二十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ、第二十一条第三号へ及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月三十一日から適用する。

平成二十八年八月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第六中「別表第2に記載されている医薬品を」の下に「、同年十月一日以降においては別表第4に記載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第5に記載されている医薬品を」を加える。

第十第二号(一)ハ中「及びゲンボイヤ配合錠」を「、ゲンボイヤ配合錠及びエピデュオゲル」に改める。

別表第1第2部注射薬中「(け)」、「献血アルブミン5%静注5g/100mL「ベネシス」5%100mL1瓶」、「献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「ベネシス」5%250mL1瓶」、「赤十字アルブミン20%静注10g/50mL 20%50mL1瓶」、「(に)」、「日赤ポリグロビンN5%静注0.5g/10mL 500mg10mL1瓶」、「日赤ポリグロビンN5%静注2.5g/50mL 2.5g50mL1瓶」、「日赤ポリグロビンN5%静注5g/100mL 5g100mL1瓶」、「日赤ポリグロビンN10%静注5g/50mL 5g50mL1瓶」及び「日赤ポリグロビンN10%静注10g/100mL 10g100mL1瓶」を削る。

別表第2第2部注射薬中「赤十字アルブミン5%静注12.5g/250mL 5%250mL1瓶」を削り、別表第2に次のように加える。

[中略]

別表第4及び別表第5を次のように改める。

[中略]

別表第6及び別表第7を削る。